

第1回（再公募）菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会会議録

日 時 平成30年8月22日（水）午後2時30分開会

場 所 菊池市役所本庁 3階 304会議室

出席者

委員	古賀 倫嗣
委員	緒方 俊博
委員	福島 正次
委員	右田 美喜江
委員	村山 幸恵
委員	泗水 康基
委員	田本 勝
委員	福田 俊彦
委員	水間 弘雄

教育長	渡邊 和博
教育部長	大山 堅四郎
学校教育課長	木下 徳幸
学校教育課学務係長	高山 賢一
泗水幼稚園長	井本 かおる
子育て支援課長	本田 和佳子
子育て支援課課長補佐	古田 十咲

委員9名（1名欠席）、事務局7名、計16名

日 程

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員長選出
- 5 議 題
 - (1) 菊池市附属機関の会議の公開に関する規程等について
 - (2) 菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の役割について
 - (3) これまでの経緯と今後のスケジュールについて
 - (4) 公募要領及び選定基準の策定について
 - (5) その他

開会（事務局）

委嘱状交付

教育長あいさつ

自己紹介

委員長選出（互選により委員長は古賀委員に決定）

議事

事務局 それでは、これより議事に入りたいと思います。本選定委員会条例第6条第1項の規定に基づき議長を古賀委員長にお願いします。

委員長 それでは、議事に入ります。本日は4つの議題があるようですが、先ず最初の議題の菊池市附属機関の会議の公開に関する規程等について事務局より説明をお願いします。

事務局 会議資料に基づき菊池市情報公開条例及び菊池市附属機関の会議の公開に関する規程で原則、本選定委員会の会議は公開とし、会議録は公表することが規定されていること。また開示請求があった場合は本選定委員会に関する行政文書は原則開示しなければならぬことを確認事項として説明。

会議録の作成方法等については会議資料に記載のとおり前回の選定委員会と同じ方法で行うことを提案しますので、菊池市附属機関の会議の公開に関する規程第5条第3項の規程によりご審議をお願いします。また本日の選定委員会の傍聴希望者が11名おられますので同規程第6条第1項の規定により入場を認めるかどうかを併せてご審議をお願いします。

委員長 只今、議題(1)について事務局の説明が終わりましたが、先ず会議及び会議録については事務局の提案のとおり前回と同じ方法で進めて良いでしょうか。

(全委員、承認)

委員長 それでは会議及び会議録については事務局の提案どおり進めます。次に本日の選定委員会の傍聴についてですが特に委員の皆さんよりご意見が無いようでしたら傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員、承認)

委員長 それでは傍聴を認めます。

(傍聴者11名入場)

委員長 次の議題の菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の役割について事務局より説明をお願いします。

事務局 会議資料3～4頁(菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会条例)に基づき説明。

本選定委員会の役割については、条例第1条と第2条に規定されています。先ず本選定委員会は条例第1条の規定により菊池市立泗水幼稚園の民営化に当たり移譲先事業者を選定するために設置したということになります。また第2条で所掌事務が規定されています。第2条第1号及び第2号では移譲先事業者を公募する前の役割として公募要領と選定基準の策定に関して審議すること。また、公募後には、応

募者の中から第2条第3号の規定により移譲先事業者の審査及び選定を行っていただくこととなります。いずれも審議いただき、その結果を教育委員会へ報告するという形になっており、その報告に基づき教育委員会が決定することとなります。その外にも重要なところでは第4条で委員の制限について、また第7条では委員の秘密の保持について規定してありますので各委員におかれましてはご確認いただきますようお願いいたします。以上、議題(2)の菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の役割についての説明を終わります。

委員長 只今の説明は本選定委員会条例に基づく説明となりますが、何かご質問等はありませんか。

(全委員、質問等なし)

委員長 確認ですが本選定委員会はこの条例に基づき進めることが大前提となりますのでよろしく申し上げます。それでは次の議題のこれまでの経緯と今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局 会議資料の5～6頁に基づきこれまでの経緯について説明。

事務局としましては、前回の公募要領に準じることが原則と考えておりますが、前回の選定委員会において審議された結果に基づき、再公募においては、応募資格を市内から市外へ広げる必要があると考えています。また、今月17日に本市の子ども・子育て会議の中で泗水幼稚園民営化に関する事項が審議されていますので、後ほど担当部署よりその結果を報告させていただきます。

次に会議資料の7頁に基づき今後のスケジュール(案)について説明。

先ず、今回提案しましたスケジュール(案)については、先月に開催しました泗水幼稚園保護者説明会の中で11月1日から来年度の入園児募集が公立私立の保育園・幼稚園が同時に開始されるに当たり、それまでに二次審査までを終えることで、保護者の皆さんが願書を提出し易い状況にして欲しいとの要望がございましたので、今回こうしたスケジュールを提案させていただきました。全体的な流れは前回と同様になっており10月末までに選定委員会で移譲先法人を選定いただき、翌月の11月の市教育委員会で移譲先法人を決定し、3月の市議会定例会で関係議案を可決いただき正式に移譲先が決まるようなスケジュールとなります。その後、来年10月から6ヵ月間の合同保育を経て、平成32年4月1日から民営化開始となります。しかしながら詳しいことは後ほどご説明いたしますが、公募要領や選定基準を本日の選定委員会の中で策定する予定でしたが、先ほどお話しした8月17日に開催された本市の子ども子育て会議において、泗水幼稚園民営化について論議された結果により、本日、一部の提案を延期せざるを得ない状況になりましたのでスケジュール(案)については一部を後方修正せざるを得ないと考えております。具体的には本日の第1回選定委員会の※印のとおり本日の選定委員会で公募要領等を策定に至らない場合は近日中に第2回選定委員会で策定いただくこととなりますがスケジュールの調整については後ほど審議いただきたいと思います。この第2回選定委員会が遅くなると公募がその分遅れることになり、保護者会の要望であります二次審査までを10月末日までに終わることが非常に厳しくなりますことをご了承いただきたいと思います。

ます。しかし、全体的なスケジュールには若干余裕がありますので、平成32年4月1日からの民営化には支障は無いと思います。以上、議題(3)のこれまでの経緯と今後のスケジュールについての説明を終わります。ご審議をお願いします。

委員長 只今事務局より説明がありましたが各委員よりご意見等がありましたらお願いします。

委員 スケジュールについて、保護者としましては11月1日の願書提出の前までにある程度の流れを分かっていると困ります。そこは譲れません。そうした理由から今回のスケジュールで進めていただくようお願いしています。子どもをメインに考えていると事務局も言うておられますし、11月1日までにある程度の流れを来年度の入園を考えている保護者や住民の方に理解していただく必要があると強く思っています。

委員長 今の流れで委員の皆さんよりご意見等はありませんか。

委員 事務局から幼稚園の在園児の保護者の皆さんに移譲先法人の決定を取り消したことを説明されましたか。

事務局 説明させていただいております。

委員 会議資料5頁の経緯の中で諸般の事情あるいは契約に向けた協議がまとまらず契約締結に至らなかったためとの記載がありますが、選定委員会はどこが悪かったのか、何に気を付けなければいけないのかということが一番大切なところですので、そこをお聞きしたいと思います。

委員長 今のご質問について事務局よりご説明いただけますでしょうか。

事務局 前回の公募要領では、先ず13 協定等の締結(1)で、指定する期日までに契約を締結しないときは移譲先法人の決定を取り消すことが規定されており、また14 契約に関する事項で、市議会に財産の譲渡に関する議案が可決された時点で正式に移譲先法人と決定することが規定されています。前回の公募時の園児数が再公募の公募要領(案)の3 移譲施設の概要(1)⑨の現員の年少さんが3人となっていますように仮契約に向けた協議を行っている時点で入園児が少ないことが判明しました。当初、応募者は毎年10名程度の1号認定の入園児を想定され、1号認定を中心にしばらく現園舎で運営した後、園舎を建替えるように計画されていました。しかし想定よりも子どもが減ったことから園舎の建て替えを前倒しするよう要望されました。ただし園舎の建替計画についてはプレゼンテーションも行っていただき保護者会もご存知でしたので最終的には要望に答えることができなかつたため契約締結までに至りませんでした。その結果、移譲先法人の決定を取り消すことになりました。

委員 本年度の年少が3人になるというのが分かったのはいつの時点ですか。

事務局 入園児の応募締切日となります昨年の11月末です。

委員 仮契約はその頃ではないですか。

事務局 何度か期限を延ばしながら仮契約の協議を行いました但最终的には折り合いがつかなかったため、本年3月に移譲先法人の決定を取り消しております。

委員長 今の時点でスケジュールをずらすことはしないで、後ほど、可能であれば間に合うように日程を調整させていただきたいと思います。

委員 前回の移譲先法人の毎年10人の入園児数を見こすという予測が、言い方は悪いですが適当だったのであろうと思います。聞いた話にはなりますがあくまでも5カ年計画は予定という形で先方に出した。そして平成35年度に建替える。定数についても交付金の対象となる認定こども園の定員として40人とした。私達保護者はその計画を信頼信用して、これであれば私達も受け入れられる、話を進めていけると思いました。しかし保護者は0人かもしれないという予測もしている中で現実には3人でした。保護者、行政、移譲先法人ともに認識のずれがあったと思いますし、全てが噛み合っていなかったと記憶しています。

委員 事務局にお尋ねしますが、来年度の入園児の見込みは分かっておられますか。泗水の人口が何人で、年代別で何人で、泗水幼稚園に申し込むかは分かりませんが。移譲先が10人を見込んでいたのに3人しか入らなかったから移譲先法人が渋ったというのは確かにあるかもしれませんが。これについては事務局で検討してもらえなければ、我々ではどうしようもありません。

委員 現在の保護者側の予測では、あくまで予定ですが民間移譲時の年長さんが2名です。それに何人プラスになるのかを予想いただければ良いと思います。

委員 子どもの人数が減ってきていて、幼稚園の子どもの受け入れの時間帯も限られていて、この先、幼稚園として利用価値があるかを考えたら、幼稚園を充実させて欲しいと思います。充実させるためには園児の数がそれなりにいなければ成り立ちませんのでどれだけ呼び込むかということになります。それができないのであれば、先ほどの話のように2人ではどうにもならないし、10人15人と入れればいいんですが、そうならない可能性もあり、そうなると成り立たないのではないかと思います。

委員 民間に移行することは決定しているので、我々はいくまでも菊池市立泗水幼稚園移譲先事業者選定委員会の委員ですから前回協議した内容がうまくいかなかったもので、この応募要領でいきますということを審議する立場ですので、土俵が違ふと思います。

委員 会議資料5頁の経緯の中で、民営化の方向性について慎重に協議した結果、民営化を継続することになったと記載されていますが、これだけで説明されるのは、いささか乱暴ではないかと思いますので、もう少しこういうことで継続することにし

ました、設置しますというような丁寧な説明が必要であると思います。

委員 3月にゴタゴタがあった時に市は保護者の意見を大事にしてくれるということでしたが、次の説明会では前回うまくいかなかったので、次は応募対象の範囲を広げて再公募しますといきなり説明がありましたので保護者も少し戸惑った部分があります。私もどういう経緯で民営化が決まったのかを説明してもらいたいと思います。

委員長 今、議論が出てきているところは、8月17日に開催された菊池市子ども子育て会議が大きな要因でありますので、次の議題で扱わせていただきまして、会議資料5頁の民営化の継続の決定について事務局より説明をお願いして次の議題へ移りたいと思います。

事務局 先ず、庁内で慎重に協議した内容につきましては移譲先法人を取り消した後に市長、副市長を含めて庁内で協議しております。民営化の方向性につきましては、先ず民営化を継続する場合が一つ、また民営化を継続しない場合は公立としての継続運営又は閉園のA案、B案、C案の3案になりますが、先ずは、それらのそれぞれのメリット・デメリットについて検討しております。今回民営化を継続することを決定した理由については実際に子どもの数は減ってきてはいますが、1号認定は減っているが2号認定及び3号認定については減っている状況ではないということがひとつ。また私立になると1号認定は市外の待機児童も預けることができること。また、このまま園児が減り続けると閉園もやむを得ない状況になることも予測されますので、泗水地域に幼児教育を残すためには、これ以上園児が減る前に民営化した方が良く判断したところです。また菊池地域と七城地域へ泗水地域より通園している園児が30名程度おられることから泗水地域ではある程度の園児数が確保できると考えられることなどから、定員確保の面で幼稚園又は認定こども園として民営化すれば50人程度は確保できると考えており、50人程度の園であれば良好に運営できると考えております。こうした理由から泗水幼稚園の民営化を継続するという結論に至っております。

委員長 民営化するということについては、政策の積み重ねがありますので、只今の説明ということにさせていただきます。

(全委員、異議なし)

委員長 続きまして、議題の4番目の公募要領及び選定基準の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局 会議資料8頁・14頁及び別冊資料3（公募要領等のカラー見え消し版）を基に公募要領（案）の変更点を説明。

タイトル、1 目的～3 移譲施設の概要までの変更点を説明。

次に4の民間移譲の手法になります。ここで(1)について、会議資料の14頁の※2に記載のとおり8月17日開催の菊池市の子ども子育て会議の結果を踏まえて、本日の選定委員会で具動的な数字を提案する予定でしたが、先ほど説明しましたとお

り子ども子育て会議の結論と事務局が予定していた提案に大きな差異がありましたので、本日、具多的な数字を提案できるまでの庁内での協議がまとまりませんでした。よって、この部分については、本日は具体的な提案ができませんので、この後、子ども子育て会議の審議について担当課である子育て支援課が報告しますので後ほど委員の意見をお伺いしたいと考えています。その結果を踏まえまして次回の選定委員会において具体的なものを提案させていただきたいと思っております。

事務局 子ども子育て会議での意見を報告させていただく前に先ほど委員よりお尋ねがありました本市の子どもの数などについて説明します。その後に子ども子育て会議の結果について報告します。まず本市の児童数の推移です。0歳児と未就学児の0歳児から5歳児までをひとくくりにした人数の推移を説明します。本年3月31日現在の0歳児から5歳児数が2,457人ですが、旧市町村ごとに24年度からの推移をお示ししますと、旧菊池のみがほとんど変わらない1,200人から1,211人の微増になっています。七城が259人から219人で減少しています。旭志が255人から201人で、これも減少しています。今回対象の泗水が910人から826人で、やはり減少しています。また、0歳児数についても減少傾向にあり、26年度、27年度までは横ばいで推移していましたが今年の3月31日現在が360人です。24年度末が410人で22年度は438人で、平成26年度をピークに少子化が急激に進行している状況です。泗水幼稚園の入所児童の推移についても、少しずつ減少しており、平成26年度末に旭志幼稚園が閉園した時に泗水幼稚園へ統合され少し増えて52人でしたが、現在は23人です。定員が90人ですので泗水幼稚園の現在の入所率は25.6%です。この1号保育、いわゆる昔の幼稚園のお子さん達は現在、働き方、家族形態の変化、一人親や共稼ぎが増えている状況もあり、菊池市には認定こども園が3園ありますが、そちらの1号認定の入所児童数も少しずつ減っています。30年4月1日現在の菊池市の認定こども園の1号認定の利用定員は165名で、入所児童数が93人で入所率56.4%です。泗水幼稚園と合わせますと255人の利用定員に116人の入所児童数で入所率45.5%となっています。2号・3号認定は原則として菊池市内の子どもが入所することになりますが1号認定については、近隣の市町村からの入所があると増える可能性があります。今後の園児数を見込むことは大変難しいことですが担当課としては、これまでの推移を考えますと菊池市内の中で急に子どもが増えることは難しいと考えております。子どもの数については以上です。次に1号、2号、3号を含めた就学前のお子さん達の保育園、認定こども園への入所の割合です。最近はや早い時期からお子さんを預ける家庭も増えていますので、29年の10月現在の年齢別の入所率は、0歳児が約50%、1歳児が約75%、2歳児が約85%、3歳児が約97%、4歳5歳児がほぼ100%入所している状況です。次に子ども子育て会議の結果を報告する前にこの選定委員会の中で何回も子ども子育て会議という名前が出てきましたので、子ども子育て会議について説明します。子ども子育て会議とは子ども子育て支援法に位置づけられたもので、子育ての当事者や保育・幼児教育の関係者、病後時保育やファミリーサポートなどの子育て支援事業の従事者などで構成されており、市の子育て支援の施策について行政以外の人達が参画関与する仕組みと考えていただくと良いと思っております。本市では子ども子育て支援新制度の27年度の実施に向けて26年度に関係団体13団体からなる子ども子育て会議を設置して施策についての協議を行っています。その役割は3つあり、1つが特定教育保育施設、

いわゆる幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員を定める場合には市長は子ども子育て会議の意見を聞かなければならないと子ども子育て支援法に明記してあります。2つ目が子ども子育て支援事業計画、これは本市の子育て支援の計画を定めたものですが、その計画を策定や変更する場合には子ども子育て会議の意見を聞かなければならないと明記してあります。3つ目が子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議を行っていただくことになっています。一つ目の幼稚園、保育園、認定こども園の利用定員を定める場合は、先ず設置者が菊池市に定員数を申請されます。市町村は決定するに当たって子ども子育て会議の意見を聞いたうえで都道府県知事に協議をして、最終的には市長が決定するという流れになります。続きまして子ども子育て会議の意見について説明します。子ども子育て会議は1年に2～3回開催されており、泗水幼稚園の民営化に関しては新制度ができる前に方針が決定されていますので、1回目の子ども子育て支援事業計画では当時決められていた幼稚園の民営化としての利用定員を明記していました。昨年の選定委員会の中で泗水幼稚園を幼稚園又は認定こども園で移譲する形で公募要領が策定された折に、昨年8月の子ども子育て会議でそれらの定数について審議いただいています。また昨年末の子ども子育て会議では、その時は移譲先法人の決定が取り消されていませんでしたので、そのまま行くということ。また他の保育園の利用定員を下げるということもあり、併せて審議され、子どもが集まるのだろうかという意見もありました。利用定員とは、教育保育の量の見込み、いわゆる子どもの数、需要と提供体制、保育園や認定こども園の数です。利用定員が足りないといけないが余りにも多すぎると人が集まらないこととなりますので、本市の児童が安心して幼稚園、保育所、認定こども園に入所できるように枠を確保するために子ども子育て会議で定めています。今回再公募の要領を策定するに伴い、再公募により決定した移譲先法人が実際に本市に定員を申請した場合を考えると、今回ある程度子ども子育て会議に意見を伝えておかないと意見と合わない場合が危惧されるため意見を聞いたところです。事務局（案）としては認定こども園の50人枠を提案しましたが、2号、3号は今のところ菊池市には待機児童がおらず、また子どもが減ったことから市内全体の利用定員を合計で50人下げた状況であることから認定こども園としての2号3号認定の枠は不要であるとの意見になりました。民営化を進めていくことはお伝えしておりましたので幼稚園として民営化するのはかまわないが定員については、きちんと運営されている幼稚園、認定こども園の中で50人の定員で運営されている園があることから定員は50人という意見になりました。

事務局 子ども子育て会議の意見も含めて後ほど各委員よりご意見をお伺いしたいと思います。

引き続き、会議資料8～14頁及び別冊資料3（公募要領等のカラー見え消し版）を基に公募要領（案）の4 民間移譲の手法(2)から12 移譲予定法人の決定日までを説明。

委員長 公募要領につきましては、只今説明がありましたように大きく3つです。一つ目が定員のことで、二つ目が熊本県内まで募集の範囲を広げるのかということ。三つ目が少し細かい変更点がありましたので、その他でお気づきの点がありましたら

お伺いしたいと思います。その前に8月17日に開催された子ども子育て会議について説明がありましたので改めて質問がありましたらお願いします。

委員 今回のように幼稚園に新たな定員を設けて公募する場合は、法律では市町村長は子ども子育て会議の結果を聞かなければならないということですが、子ども子育て会議の結果を基礎にした中で今回の定員数等を設置するのが妥当ではないかと思えますので教育委員会は単独で定員を設置できないのではないかと思います。そこを確認させてください。

委員長 法では、子ども子育て会議の結果を市町村長は尊重するというになっているが、どれだけの縛りがあるのかということによろしいでしょうか。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 どれだけの縛りがあるのかというところから説明します。先ほども申し上げましたように子ども子育て支援法では利用定員を定める場合には子ども子育て会議の意見を聞かなければならないと明記されています。ただ最終的に決定するのは市町村長となっておりますので、意見は聞かせていただきますが、それを基に判断して市町村長が定めるということに捉えています。今回の公募の定員をどうするのかは、子ども子育て会議の意見を絶対聞かなければならないということではありませんが、ただ心配しますのは、そこで公募要領に基づき法人が事業計画を提出され、その後実際に運営しようとする場合に多分その事業計画書のとおり子育て支援課に申請されると思えます。そのとき初めて子ども子育て会議の意見を聞かなければならないということになりますので、本市の需要と供給のバランスを加味しておかなければ後にねじれてしまうということを心配しまして、今回は公募の前に子ども子育て会議の意見をお尋ねしたところです。

委員 私もその子ども子育て会議を傍聴させていただきましたが事務局にお尋ねしますが、子ども子育て会議の結論としては菊池市の現状からみて泗水幼稚園の移譲については、施設の要件は幼稚園1号のみに限定し利用定員を50名とすることを条件とするということによろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 皆さんにもご理解いただいてよろしいでしょうか。

委員長 それが子ども子育て会議で出た意見のとりまとめであるということによろしいでしょうか。定員については、次回での提案となります。正直、幼稚園だけで募集した場合に手があがるかは心配ですが、それらについての委員の皆様の見解をお伺いして、事務局の総合的な判断の材料としてもらおうと思えますので、定員についてのご意見がありましたらお願いします。

委員 待機児童がないという現状で認定こども園にする必要が無いのかなという思いでいます。幼稚園であれば、市外から園児を入れられるので50人ぐらいであれば可

能性があるのかなと思います。菊池市の子ども達のためには2号・3号はいらな
いと思いますので、幼稚園でやっていただく方向でお願いしたいと思
います。

委員長 事務局へお尋ねしますが、今、泗水幼稚園では預かり保育を行っ
ていますか。

事務局 いいえ、行っていません。

委員長 民営化する預かり保育が可能になりますので、そうしたメリッ
トも説明していただけると助かります。各委員より参考にご意見をお伺
いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 今回の子ども子育て会議の結果を踏まえて、改めて関係各課で
お話しされるということですが、具体的にはどのように進められるので
しょうか。これからとは思いますが最終的な落としどころをどのように考
えておられるのかが気になります。

委員長 どういう進め方をされるのか事務局よりお願いします。

事務局 先ほどから申し上げておりますとおり子ども子育て会議のご意
見もありますし、本日の委員さんのご意見を踏まえたうえで、また庁内
で協議したいと考えています。

委員長 ざっくばらんに申し上げますと市長さんがどういうふう
に腹をくくるかということです。民営化すると市外から集めることができ
ますし、預かり保育等の様々なサービスも可能になります。また、園舎
を改修する時に国からお金が交付されるため、市の負担が少なくて済む
というメリットがあります。ただお伺いしたいのはやはり認定こども園
の2号・3号をしないと、なかなか経営的に厳しいかなというのは私
自身率直に思っていますが、それは委員皆さんのご意見をお伺いする
ということで交通整理をさせていただきます。いかがでしょうか。

委員 保育園代表として来ておりますが、また手元に要望書もあ
りますが、我々としては幼稚園のままで民間移譲して欲しいと思
います。実際に保育園で定員割れが発生しているのが現状であります
ので、データだけではなく、実情として子どもが減っているのをひし
ひしと感じております。ここにあって認定こども園を設ける必要は全
く無いと思っています。そういう意見があるということをご理解いた
だいて先々ご審議いただければ嬉しく思います。また子ども子育て
会議でも当然出てくると思いますが、子育て全般について審議され
るところです。また本日には関わりの無いことにはなりますが今一番
困っているのは、学童保育が足りないこと。あと病時保育であると思
いますので、市はそうしたところに力を入れて欲しいと思います。

委員長 公募する運営形態の問題で、今のところ幼稚園として募集
するという一つの考え方が提案されていますが、他の委員にお考えが
ありましたらお願いします。

委員 選定委員としては、例えば現状を考えると市が運営して
いますので、どうしても民営化すると子どもが減ってきている現状
があり非常に厳しいと思います。要望書

の中に、移譲先法人の推薦など可能な限り協力するという記載もありますので、学校教育課が公式、非公式に代表者と接触したことはあるのでしょうか。とにかく情報が足りないので今回1回限りで公募要領を決めることは非常に難しいと思います。先ほど一般競争入札が何とかという話もありましたが、教育に係ることと物品を買うことが一緒にされることなどとてもないことであると思います。現在、幼稚園におられる保護者の方の意見が一番大事だと思います。

委員 要望書などは出していませんが、保護者側はもう十年前に民営化は決まっているからという話で進んできましたが、民営化のゴタゴタで一番迷惑を蒙っているのは子ども達であると保護者は感じていますので、保護者の要望としては、できればこのまま公立として運営して、これから何年間、何人以下であれば今の時代、公立幼稚園は需要がないということを受け入れて、きれいに閉園し、その後にもたどうするかを考えた方が、現在、年少さんが3人いますが、子ども達にはその方が良いのではという話が出ています。

委員 今、保護者としてこうした会議に参加させてもらい民間移譲に直面していますが、保護者として入って行った時から民営化は決定していましたので、その状況の中で質問しても民営化は決定事項ですよ。今回駄目でしたので再公募しますよ。市内で駄目なら市外へ公募しますということでした。こんな時間のない中でこういった大切なことを急に決めることなのか。民営化は決まっていますからと。そうしたことから強引に行っているという感じです。保護者の方にどうしましょうかという相談もありませんでした。以前からあくまでも保護者には11月1日が一番大事な時期ですが、前回の説明会では、平気で12月中には決まりますというような感覚で説明がありましたので、それでは困るということから今回のような詰まったスケジュールになっています。前回でも保育連盟から要望書が提出されていましたが、なぜか配布されませんでした。上の方で話がまとまっていない。それを保護者に投げかけられても正直保護者は戸惑っています。保護者会としては民営化が悪いとは一言も言っていない。やはり子どもが増えて運動会やお遊戯会が盛り上がっていくということが大切であると考えからです。今の状況であれば前回の決定からキャンセルになってからまだ1年も経たない間に次を決めることになっています。保護者としてはしっかり議論された結論を提案いただき、それについて皆で話を進めていけたらと思います。

委員長 今までのご意見で何か事務局よりお答えできるようなことはありますか。本選定委員会ではそういうことを議論するところではございません。しかし前回では保護者会へ丁寧な説明をお願いしますと再三お話ししたと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 委員が言われましたとおり本日は詰まったスケジュールを提案しております。本日は定員や運営方法についてもキチンとしたものを提案させていただき本日に公募要領等を策定できればと思っておりましたが、先ほど説明しましたとおり庁内協議がまとまらずに具体的な定員数等を提案するまでに至りませんでしたことを申し訳なく思っております。可能であれば各委員でスケジュールを調整いただき近日中

に第2回会議を開催し、スケジュール（案）のとおり迷惑がかからないように進めさせていただければと思います。

委員長 ひとつの目安が11月1日までにある程度目処が見えてくるかというところになりますが、それは次回にお諮りするということで、本日は時間も押してきましたので公募要領の応募資格の範囲についてご意見をお伺いしたいと思います。これも運営形態が決まらないと対象となる法人も決定できませんので、本日は決定するのではなく委員の皆さんのご意見をお伺いするということをお願いしたいと思います。

委員 先ほど委員長より説明されたとおりメリットもありますが、要望書に記載されていますようにデメリットとして過当競争がもたらされることで今まで菊池市で作られてきた色んなものが失われていく可能性がありますので、コミュニティレベルである近隣の自治体で行うことがベストであると思います。先ほど事務局より本計画については原則として前のやり方を踏襲すると説明されましたので、最初に市内限定で公募して駄目な場合は市外に広げるのが丁寧ではないかと思います。

委員長 応募の範囲については、次回の選定委員会で決定することになった運営方法と連動しています。もしも幼稚園に限定して公募する場合は菊池市内で手をあげることができる幼稚園は1者だけですので、その場合は市外に広げることになります。今日のところはご意見を伺うというところでお願いします。参考までに3年前、熊本市で2園を民営化した時には1園は1回目の公募でYMCAに決まりましたが、残りの1園は再公募してもなかなか厳しくて、結果的には福岡県のグリーンコープに決まりました。そうしたことから幼稚園だけで公募するとかなり厳しいということ、かなり広範囲でないと手があがらない。また学校法人を新たに作るとなると3年は必要ですので、既存の学校法人の受け皿についても事務局でも考えておく必要があります。それでは、定員についてと、公募する範囲については次回に決定する方向ですので今日は各委員よりご意見をお伺いします。

委員 先ほど、委員から最初に市内限定で公募するような意見がありましたが、保護者説明会では市内で駄目だったので、市外に広げて公募すると説明がありました。スケジュールの関係からもどうなのかなあとと思います。

委員 応募資格の範囲に熊本県内の案を提案することについて、保護者説明会では説明がありませんでした。今日初めて聞きましたので、そこも説明して欲しいと思います。

委員 市内が良いか、市外が良いかとの判断がつきかねるところですが、資料2の要望書の中に、可能な限り協力するという記載が気になります。何故こうした意見を菊池市が聞かないのかが分かりません。

委員 保育連盟としましては、要望書の一番最後に妥協案を出しています。

委員 そういったことであれば、これまでの流れから考えると最初から市外へ広げるべ

きであると思います。

委員長 もちろん言うまでもないことですが熊本県内とした場合にも菊池市内の法人も応募できます。また、評価項目の中に地域に対する貢献という記載もありますので、菊池市内の法人への政策的な配慮は可能です。

委員 今回の応募資格の範囲だけの話であれば、応募者の中から菊池市を基本にして考えて選べば良いことですから熊本県内にした方が良いと思います。

委員長 心配しているのは2者の応募が無い場合、とりやめになることです。今回は特例を設けることはできないのか事務局にお尋ねします。

事務局 庁内の担当課に確認しましたが、~~応募対象を市外に広げる場合は不特定多数の業者が応募できますので特例を設けることはできないということでした。ただし、先ほど説明しましたとおり、とりやめた後であれば、公募要領に特例を追記して再募集した場合には1者でも有効になります。~~

◎第2回選定委員会で事務局より訂正⇒前回と同様に扱うことは可能である。

委員 近隣の市町村であれば色んな意味で情報が入ってくるので安心感がありますが、熊本県内と範囲が広がるとどんなところが応募するのかが分からないという不安があります。

委員 次回の選定委員会で定員等を提案するために、これから子育て支援課と学校教育課で周到に打合せを行われると思いますが、次回の選定委員会では大雑把な説明ではなく詳しい経緯を説明のうえ提案してもらいたいということを要望します。

委員長 今までの議論をまとめさせていただきます。本日はやはり大きな問題である公募要領と選考基準の策定については、選考基準については次回に審議します。また、公募要領に関しては、一つ目にどういう運営形態にするかはもっと慎重に議論することが必要であること。また、どういう運営形態にするかに伴って、募集範囲も決まってくるので、このふたつは連動しています。よって次回に先ず運営形態を決めていただいて、その後に募集範囲を議論していただき、可能な限り11月1日までに間に合うように進めてまいりたいと思います。こういうところでよろしいでしょうか。

委員 保護者の話し合いで気になったことがありました。保護者の一番気になるところは移譲の条件になります。前回選定先が決まって色々ありましたので、学校教育課より皆さん安心してくださいという説明はありましたが、保護者側にも色々不安や心配がありまして、移譲の条件に入れていただけるかどうかは審議いただくとしまして、可能であればここで提案させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 ご発言を承りますので簡潔にお願いします。

委員 会議資料の3頁の6 移譲の条件、(1)運営全般のコの移譲前の合同保育に関する

ことになります。前回色々ありまして、移譲先法人の引き継ぎ方法について、週に2回、1人の先生が1時間か2時間来て引き継ぐというような噂がありました。幼稚園の事務的なものを引き継ぐにはその程度でもかまわないと思いますが、今の年少さんが年長さんになったときに民営化されますので、その時にあまり顔なじみの無い先生ばかりではなくて、キッチンと子ども達が安心して過ごせるような引継ぎをして欲しいということに移譲の条件のところに書いて欲しいという要望がありました。もうひとつは建物の件についてです。今の年少さんが年長さんになった時、卒園するまでは今の園舎であって欲しい。また応募者が園舎を建替える場合は、来年度に入園を希望する園児の保護者に対して、園舎をいつ頃に建替えを行うことを説明することを条件に入れて欲しいという意見がありました。もうひとつは今、泗水幼稚園には少数ですが、他の保育園では馴染めなかった少し障がいを持った園児がいます。そういった子ども達が安心して幼児教育を受けることができることを条件に入れて欲しいという意見がでました。

委員 今の意見に補足します。同じくケの文章の始めの部分をより良く引き継いでもらうために移譲後の運営保育方針等は原則移譲前のものを引き継がなければならない。それを基に移譲先法人の総意工夫によりサービス向上に努めるものとするに変えて欲しいという意見が出ました。

委員長 分かりました。これは正直言ってこれから募集するに当たり、応募する法人は自分たちがやりたい教育・保育の狙いや思いがあります。それらと今の泗水幼稚園でやっているものとの折り合いがとれるように、少なくとも保護者の意見を聞くとか、運営に反映するとか、そういったニュアンスが読み取れるような文言を事務局で考えてください。今のご意見は、要望といった形で可能な限り反映するという事でお願いしたいと思います。

委員 移譲先と保護者とが良好な関係で、お互いにより良いものにしていくための話し合いが出来る場を沢山設けていただきたいと思います。

委員長 お二人の保護者の委員から出ましたが、6ヵ月という期間は妥当ですが、キッチンとしたお互いの意見の疎通を図っていくことを目的とした6ヶ月間となるよう留意していただくように細かな文言を変えることは良いと思いますので、こんなことを要望しますというような文章で事務局ではご検討ください。それでは、継続審議となっていました、議題(5)その他で、次回の選定委員会の日程について審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 可能であれば本日決定していただきたいと思います。また無理であれば事務局より後日各委員に連絡のうえ日程を調整します。また全員の委員が出席できない場合もあると思いますので、欠席される委員には事前に紙媒体で意見等を預かり当日に事務局よりお示しする形で対応したいと考えています。

委員長 事務局としては、庁内協議の日程はいかがでしょうか。

事務局 協議の期間としては、来週一杯をいただきたいと思います。また場合によって夜間の会議もお願いしたいと思います。

委員 今、ここで日程を調整してはいかがでしょう。

委員長 9月の第1週でしたらギリギリ間に合うと思われませんが、事務局はいかがでしょう。

事務局 市議会定例会が開催中ですので、夜間でお願いできればと思います。

委員長 事務局より調整をお願いします。

(日程調整)

事務局 9月5日(水)18時開会ということでよろしく申し上げます。会場につきましては後日各委員へ通知します。

委員長 他に何もありませんので、本日の議事を閉じさせていただきます。それでは事務局へ進行をお返しします。

閉会(事務局)